

平成28年9月6日

只見町議会議長 齋藤邦夫 様

役場庁舎建設に係る調査特別委員会  
委員長 酒井右一

### 役場庁舎建設に係る調査特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

#### 1. 調査事項

(1) 庁舎建設に係る不落・不調の原因に関する調査

#### 2. 調査日等

(1) 調査日

平成28年6月17日、6月29日、7月15日、8月1日、8月10日、  
8月30日

(2) 出席委員

酒井右一委員長、佐藤孝義副委員長、鈴木征委員、藤田力委員、  
大塚純一郎委員、新國秀一委員、中野大徳委員、目黒仁也委員、  
山岸国夫委員、鈴木好行委員、目黒道人委員

#### 3. 調査経過並びに検証結果

役場庁舎利用者の危険回避を最優先として、平成24年3月、役場機能暫定移転を議決した。その後、庁舎基本計画の予算化、平成24年度の全国公募開始から平成25年度、平成26年度と検討期間を経て、平成27年度に庁舎建築予算14億円が計上され議決した。しかし、入札の不落、不調が続いた後、平成27年度最終補正予算には現設計の変更設計予算が計上されたが、議決機関により予算は修正削除された。

また、同時に現計予算も全額減額され、当初の役場庁舎建設関連予算は一部執行されたものの、現時点で予算のすべてが白紙となった。

結局、現設計での庁舎建築は不可能となった。こうした一連の事案や経過を当委員会が検証した結果、その原因は豪雪寒冷地帯の地域特性によるものや、当時の社会経済情勢、議決機関と執行機関の見解の違い、さらに執行機関の強引な事務執行等が相互に災いしたものであった。そして新庁舎建築という最終帰結に至らなかった。

その結果、成果の伴わない予算支出を産みだすことになり、貴重な町費と労力を無益に失うことになった。結果として執行機関には極めて重い責任がある。

特筆すべき原因には、議決に対する執行機関の認識に間違いがあった。さらに、随所における執行機関の「不適切な事務事業の執行」があったことを報告する。それは別に添付した「庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果」で明らかにした。今回の調査結果については、今後の庁舎建設事業を進める上で、反省材料として活かすべきと考える。

また、8月1日、執行機関の求めに応じ開催された議会全員協議会では、現計画での庁舎建築の是非について、議員各位の意見はおおかた「このまま進めるべきではない」としたものだ。

以 上